

佐賀県漁業調整規則及び佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第37号

佐賀県漁業調整規則及び佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
(佐賀県漁業調整規則の一部改正)

第 1 条 佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(衛星船位測定送信機等の備付け命令) 第50条 略 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。 第58条 次の各号のいずれかに該当する <u>場合には、当該違反行為をした者は、</u> 6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項若しくは第3項、第38条から第41条まで、第42条第1項、第44条第1項若しくは第2項、第45条第1項又は第46条の規定に違反した <u>とき。</u> (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第42条第5項又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反した <u>とき。</u> (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第3項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した <u>とき。</u> 2 略	(衛星船位測定送信機等の備付け命令) 第50条 略 第58条 次の各号のいずれかに該当する <u>者は、</u> 6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項若しくは第3項、第38条から第41条まで、第42条第1項、第44条第1項若しくは第2項、第45条第1項又は第46条の規定に違反した <u>者</u> (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第42条第5項又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反した <u>者</u> (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第3項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した <u>者</u> 2 略

改正前	改正後
第59条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項、第42条第6項又は第43条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	第59条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項、第42条第6項又は第43条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

（佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則（令和6年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1)～(3) 略 2 略 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。 <u>（罰則の適用等に関する経過措置）</u> 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の <u>懲役</u> 若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1)～(3) 略 2 略 附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。